

医療機関アクセス支援車整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療機関又は診療科の廃止等に伴い、医療機関へのアクセスが困難となる地域から医療機関の所在する地域へ車を定期的に運行し、患者の医療機関へのアクセスを確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 整備基準

整備に当たっては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 医療機関又は診療科の廃止等に伴い、受診する必要がある診療科を有する医療機関までに要する時間が増加し、通常交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）概ね1時間以上を要する地域から医療機関までのアクセスを確保するためのものであること。
- (2) 専ら医療機関を利用する必要がある患者及びその付き添い等を行う必要がある家族を利用者とする。
- (3) 運行に当たっては、利用者により適正な費用負担が行われること。